

## 救済措置に関する今後の対応方針

— 何が起きたのか、なぜ裁判になったのか —

令和8年6月22日 株式会社サハダイヤモンド・ツーリスト

### 【お読みいただく前に】

本資料は、株主の皆様への情報提供を目的として作成したものです。

阪中彰夫氏に関する記述は、公開されている報道・判決記録・ウィキペディア等の公開情報に基づいています。

本件民事裁判（東京地方裁判所 令和6年（ワ）第28207号）は現在係属中であり、本資料は裁判所の判断に代わるものではありません。

### はじめに

平素より当社をご支援いただき、誠にありがとうございます。当社は上場廃止以降、再建に向けて様々な課題に取り組んでまいりました。

株主の皆様からは「何が起きていたのか分かりにくい」「なぜ裁判で争う必要があるのか？」などのご意見をいただいています。

本資料では、当社の経緯と現在係争中の訴訟について、開示できる範囲内にて分かりやすくご説明いたします。

### 今回の裁判の本質

取締役会の決議も、代表取締役の許可もなく行われた当社定款に定めのない「株式買い増し募集」

株主から受け取った**相対取引相手への預り金**を、正当な手続きなく個人口座等に送金した行為

**存在しない架空株による株式売買**で株主から受け取った預り金を送金した架空の株式売買

→ これらの行為による損害の回復を求めるものです

## 1. 上場廃止までの経緯

当社（旧商号：ジャパンオークションシステムズ株式会社）は、かつてジャスダック（JASDAQ）に上場しておりました。以下に上場廃止に至るまでの主な経緯をお示しします。

年月	出来事
1990年代後半	ジャスダック市場に上場。
上場期間中	阪中彰夫氏は当社がジャスダック市場に上場していた時代から筆頭株主・小松氏と接点を持っていた。小松氏から直接聞いた話によると、阪中氏の人物評は「人間として信用はできないが、株式市場において知識が深い」というものであった
上場廃止前日	阪中氏が小松氏の自宅を訪問していたことが確認されている。上場廃止は小松氏の意に反した状況であったことも、小松氏本人から確認している
2016年	ジャスダック上場規則「1株あたりの株価が10円を下回る状態が一定期間継続した場合に上場廃止とする」いわゆる「10円ルール」により上場廃止となる
2016年以降	上場廃止後も小松氏・松本氏（第二株主）を中心に、再建・再上場に向けた取り組みを継続

※ 上場廃止の直接原因は株価の低迷による10円ルール抵触であり、不正行為による上場廃止ではありません。

## 2. 上場廃止後の経緯

### ■ 阪中彰夫氏について（公開情報より）

当社への関与を理解するために、まず阪中彰夫氏がどのような人物であるかを、公開されている情報をもとにご説明します。

阪中彰夫氏（さかなか あきお）は、1974年に野村證券に入社し、債券ディーラーとして活躍した人物です。

- ・ 1974年 野村證券入社。債券部門のチーフディーラーとして実績を積む
- ・ 1987年 パリバ証券に転職。その後 UBS 証券、ペインウェバー証券など外資系証券会社幹部を歴任
- ・ 1999年 投資顧問会社「ソブリンアセットマネジメントジャパン」を設立
- ・ 米国政界・財界にも人脈を持ち、ブッシュ大統領主催のホワイトハウスのレセプションに招待されたと自称

## ■ 「企業再生請負人」としての実態

阪中氏は「企業再生の専門家」として業界に知られていましたが、その手口は報道・判決記録により明らかになっていました。業績が悪化した上場企業に接近し、第三者割当増資などで新株を大量発行させ、その過程で利益を得るという手法が繰り返されました。関与した企業の多くが上場廃止・倒産という結末を迎えており、業界では「株式市場のハイエナ」とも称されていたと複数の報道が伝えていきます。

### 阪中氏が関与した主な企業（公開情報より）

丸石自転車（倒産）・シルバー精工（倒産）・ユニオンホールディングス（倒産）

リキッドオーディオジャパン（上場廃止）・サンライズ・テクノロジー（上場廃止）

ペイントハウス（架空増資事件の舞台）

ジャパンオークションシステムズ（現：サハダイヤモンド）← 当社の前身

※ 関与した企業の多くが上場廃止または倒産という結末を迎えています

## ■ 逮捕・有罪判決

2007年11月、証券取引等監視委員会（SEC）が強制捜査を実施。2009年6月、東京地検特捜部により逮捕されました。

- ・ 逮捕容疑：ペイントハウスの架空増資による偽計取引（金融商品取引法違反）
- ・ 2010年2月 東京地裁：懲役2年6月・執行猶予4年・追徴金3億147万円の有罪判決。  
控訴・上告いずれも棄却、2011年3月に有罪確定

## ■ 晩年と死去

有罪確定後も「闇株新聞」「The Stray Times」などのネットメディアで株式市場の情報発信を続けました。令和6年（2024年）10月2日、東京都内のホテルにて遺体で発見されました。享年73歳でした。

## ■ 経営体制の変遷と再建への取り組み

年月	出来事
2016年～	小松氏・松本氏（第二株主）を中心に再建・再上場に向けた取り組みを継続
2019年12月	筆頭株主・小松賢壽氏が入院中に心肺停止。2024年まで意識が戻らない状態が続いたため、松本氏（第二株主）が代表取締役として当社の運営を担う
2021年2月	こうした状況下「当社の再建案を持っている」と阪中氏が接近。加えて松本氏が関わるお寺が全焼。松本氏は寺院再建と会社再建を同時に担う苦境に追い込まれる。
2022年6月	阪中グループが経営陣に参入。取締役には「小野」「中島」の両氏が就任（阪中氏本人は就任せず）
2023年6月30日	大株主による約1年半の取り組みの末、今野氏を代表取締役とする経営者交代を実現
2023年9月	楽天銀行の口座内容を確認したところ、架空の株式売買に関する不審な入金が発覚

松本氏が阪中氏を受け入れたのは、「危険だが企業再生能力がある」という判断のもと、他に頼れる人材がいないうちで苦渋の選択をしたという経緯があります。しかし結果的に、その判断は大きな代償を払うことになりました。

## 3. 阪中陣営による問題となった取引

### ① 取締役候補のすり替えと契約不履行

2022年6月、阪中氏は筆頭株主・松本氏の株式を購入する契約書を締結し、阪中グループが経営陣に加わることとなりました。しかしこの過程で不審な出来事が次々と起きました。当初、阪中氏が提示した取締役候補者は、関係者全員が名前を知っている**信頼できる人物の方々**だったため経営陣に入っても大丈夫であるという認識でした。

しかし、招集通知の印刷期限直前になって突然、「小野高志」「中島一徳」という**誰も知らない人物**の印鑑証明書が提出されました。期限が迫っていたため、やむを得ずその人物たちで手続き進行。

#### なぜ阪中氏は自分が取締役にならなかったのか

阪中陣営就任後の**翌々年に訴訟**により、阪中氏が住所不明（公示送達が必要）であることが判明。

住所不明の人物には通常の方法では法的な送達できません。

阪中氏は最初から自分が表に出ることを避け、「名義上の取締役」を置くことで、後に法的責任を波及されることを回避しようとしていたと推察する事象となりました。

阪中グループが経営陣に入る条件は「筆頭株主の株式を購入し、正式な大株主になること」でした。しかし実際には、阪中氏は様々な言い訳を重ねて支払いを引き延ばし続け、契約書は3回にわたって書き直されましたが3回目の期日すら守られませんでした。最終的に、株式の購入代金は**1円も支払われず**、提案してきた資金調達案を1件も成立させられないまま、阪中グループが経営権だけを手中に収めた状態となりました。

大株主である松本氏は阪中陣営に強い危機感を抱き、契約不履行を理由とした解任手続きを検討し続け、代表交代などを含め今野氏に働きかけた末、経営陣に入って貰うことができました。

## ② 楽天銀行の引継ぎ拒否と不正の発覚

2023年6月30日に今野氏が代表取締役役に就任し、定時株主総会終了直後の総会控室にて、中島氏に対して業務の引継ぎを指示しました。しかし中島氏は毎回引き延ばし、特に「楽天銀行のログイン情報」「ホームページ・メール管理情報」だけは頑として引き渡しませんでした。

2023年9月、GALAP税理士法人への修正申告書類を準備するため、やむを得ず旧ログイン情報で楽天銀行の口座を確認したところ、閲覧のみが可能であり、誰も把握していなかった複数の不審な入金が存在が初めて明らかになりました。中島氏が楽天銀行の引継ぎを意地でも拒んでいた理由が、この時初めて明らかになったのです。

### 「なぜ楽天銀行だけ引き渡さなかったのか」

楽天銀行の口座には、株主から受け取った「架空の株式売買代金」が入金されており、さらにその代金が中島氏個人および関連会社の口座に振り込まれていました。

引継ぎを拒んでいた時期と、架空株取引が実行された時期が一致しています。

## ③ 取引の概要と当社の認識

楽天銀行口座の強制確認で、以下の2つの重大な問題が明らかになりました。

### 問題点① 株主本人の同意なき株主名簿からの削除

郵便物が届かなかった株主1名について、本人の同意・確認書面を一切交わすことなく株主名簿から削除し、その名簿を「正規の株主名簿」として今野社長に提出しました。

郵便物が届かないことと、株主の地位を失うこととは全く別の話です。

### 問題点② 架空の株式売買による代金の受領

2023年7月19日、今野社長の許可も取締役会の決議もなく、今野社長名義で「株式買い増し請求のお知らせ」が株主にIRされていました。

【重要】当社株式は非上場株式であり、売買は「株式を売る人」と「株式を買う人」が直接約束する「相対取引」になります。

IRには「マッチングを行う」と記載されていましたが、**実際には売主となる相手が存在していません。**

**株式譲渡相手不在の取引の代金だけを受け取ることは、株式売買として成立しません。**

受け取った代金（買い増し株主から**株式譲渡人への預り金**）は中島氏によって、中島氏個人および中島氏が代表を務める会社の口座に送金されておりました。

株主様への返還に充てるべき資金がすでに失われており、当社は中島氏の送金による損害が生じています。

なお、上記の状況を受け、当社は**買い増しをされた株主の方々への救済措置**として、松本氏の保有株式の譲渡をご提案いたしました。松本氏はこれに快く応じ、自らの保有株式を提供してくださいました。

松本氏は、当社再建を目的として阪中氏の求めに応じる形で**再建資金**として個人資産を貸し付けていましたが、この資金は阪中氏から返済されることなく現在に至っています。そのような状況にもかかわらず、架空の株式売買による被害を受けた株主の救済のために株式も提供してもらいました。

しかし、松本氏が譲渡した株式の代金は、現在も受領できていません。阪中氏への貸付金の未回収に加え、救済のために提供した株式の対価も受け取れていない状態が続いています。

#### ④ 被告（中島氏）の主張と矛盾する事実

中島氏は「送金は単なる経費の精算である」と主張しています。しかし当社としては、以下の事実がこの主張と矛盾していると考えています。

##### 被告の主張と矛盾する事実

経費精算であれば、**領収書原本を提出**して精算手続きを行う会計上のルールがあるのに

中島氏は、当該決算期から訴訟提起となった**約2年後**、裁判になって初めてコピーが提出されただけ  
今野社長に就任後も経費精算を全く主張しなかった。

既に阪中氏が、会社から受取済みとされる証拠がある

## 4. 現在の訴訟の争点

本件訴訟（東京地方裁判所 令和6年（ワ）第28207号 損害賠償等請求事件）における主な争点は以下の通りです。

### 争点1 送金行為の性質 — 「経費精算」か「不正流用」か

#### 【当社（原告）の主張】

株主から受け取った買い増し代金を、売主不在のまま自己または関連会社の口座に送金した行為は、正当な経費精算ではなく、会社資金の不正流用にあたる。

#### 【被告（中島氏）の主張】

送金は正当な経費の精算であり、損害賠償の対象となる不正行為ではない。

### 争点2 取締役会決議・代表取締役許可の有無

#### 【当社（原告）の主張】

「株式買い増し請求のお知らせ」の発送および代金の受領・送金は、代表取締役の許可も取締役会の決議もなく、中島氏の**単独行動**で行われた。これは取締役としての善管注意義務・忠実義務（会社法355条）に反する行為であり、その後の送金で会社に損害を与えた。

#### 【被告（中島氏）の主張】

特に主張なし。（阪中氏の発案によると主張）

### 争点3 「ホームページと楽天銀行」の管理上の不当な支配

#### 【当社（原告）の主張】

2023年6月30日の代表取締役交代後、中島氏はホームページの管理と楽天銀行のログイン情報を約3か月間にわたって引き渡さなかった。ホームページ上に違法な「お知らせ」を勝手に行ったうえ、同口座に架空株式の代金を入金させている。

#### 【被告（中島氏）の主張】

引継ぎの遅延については、理由があったと主張。（具体的な理由については現在も審理中。）

## 5. 現在の進捗状況

年月	出来事
令和6年	東京地方裁判所へ訴状提出（事件番号：令和6年（ワ）第28207号 損害賠償等請求事件）
提訴後	被告（中島氏）から答弁書が提出される。「経費精算であった」旨の反論がなされる

<b>その後</b>	原告・被告双方が証拠書類・準備書面を繰り返し提出。双方のやり取りが毎月1回、原告、被告の交互に審議が行われている
<b>現在</b>	双方の主張、立証を審議中

※ 裁判の進行状況については、当社代理人弁護士の指導のもと、公表できる範囲でお知らせしています。判決の時期・内容については現時点で予測できません。

## 6. Yahoo!ファイナンス掲示板上の情報について

買増し株式に関する Yahoo!ファイナンス掲示板上の情報について、お問合せが寄せられました。

振り返ると、松本氏自身も、阪中氏から「企業再生の専門家」として接近された際、その言葉を信じて当社の再建資金まで貸し付けた経緯があります。阪中氏からは誤情報含めた様々な情報が流通しており、当社ですら全体像を把握するまでに相当の時間を要しました。

掲示板で情報を発信している方々も、悪意というよりは誤った情報を信じたまま伝えている可能性があります。

そこで当社は **2024年6月の案内から2年間にわたり、買増し株主の方々への救済措置の申込機会**を設けてまいりました。申込期間中、当社の公式情報をご確認いただく手段は常に開かれており、実際に当社へ直接お問合せのうえ事実をご確認いただいた株主の方々は、正式に株式の譲渡を受けております。

最終的に**申込をされなかった方々**につきましては、**その判断は株主の方々ご自身によるものであるため、松本氏は、これ以上の対応継続は続けられない**ということでした。

松本氏は、本来であれば負う必要のない損害を自ら引き受ける形で、救済措置にご協力しています。その誠意ある行動に対し、株式代金すら受け取れていない現状を踏まえ、松本氏がこれ以上の協力継続を困難とご判断されたことに対して、当社としても当然のことと受け止めております。

## 二重被害の構図

【**第一の被害**】中島氏による架空株式売買により代金を振込んだが、株式は存在していなかった

→ 株主が買い増し代金を振り込んだが、実在する当社の株式は存在していなかったため、実際には株式を受け取ることはできていなかった

↓ その後、会社は救済措置として松本氏の株式譲渡を提案

【**第二の被害**】掲示板の誤情報により譲渡を受けると危険であると認識するような投稿が続いた

→ 掲示板を信じた株主の方が、救済措置への申込を見送った可能性が高い

【**結果**】明暗が分かれました

- ・ 会社の公式 IR で判断（当社に直接 問合せた） → **株式の譲渡を受け、救済された**
- ・ 申込しなかった → **代金を支払ったまま、株式も受け取れない状態に陥る**

中島氏により一次被害を受けた株主の方々が、誤情報により二次的な財産的損害を被った可能性が高い状況です

### ■ 株主の皆様へのお願い

掲示板投稿主の方も、悪意ではなく、誤情報を拡散している可能性があります。

特に、阪中氏に関しては様々な情報が錯綜しており、当社ですら調査を進めていくうちに、裁判中に初めて正確な情報が入手できたことなどもあり、ようやく全体像が浮かび上がってきた次第です。

当社に関する正確な情報は、公式サイト（<https://sakha.co.jp/>）の IR およびサハクラブを通じてお伝えしております。

なお、当社は弁護士を通じて、情プラ法第 23 条に基づく正式な申入書を 2026 年 4 月 15 日付で LINE ヤフー株式会社に提出しました。2026 年 5 月 29 日付で LINE ヤフーより一部投稿への送信防止措置が講じられた旨の回答を受けております。

## 7. 今後の方針

### ■ 民事裁判について

当社は、裁判所の判断を仰ぎながら、適切な手続を通じて事実関係の解明と損害の回復に努めてまいります。

## 【重要】今後の対応方針

当社は、民事裁判によって中島氏から回収できた金銭につき、関係する株主の方々への対応を検討し、会社が受けた実損（修正申告費用等）の回復も行う必要があります。

2024年（令和6年）6月から2年間、申込期間を設けて参りましたので、松本氏からの株式の譲渡という救済措置は終了とさせていただきます。

※ 救済措置（株式譲渡）への申込を見送った理由が、掲示板の投稿によるものであったとしても、申込をしなかったのは株主の方々ご自身の判断によるものとなるため。

### ■ 会社が存続できている理由

今回の一連の出来事は、「契約を守らずに経営権だけを奪う」という手法によるものでした。阪中氏が過去に関与した企業の多くが上場廃止・倒産という結末を迎えてきたことを踏まえると、当社もその標的となっていた模様です。

当社は、現時点で事業収益による資金はありません。阪中氏投入による資金調達は1円もできず、売上がないまま4年以上会社が運営を続けているのは、株主トップによる継続した支援によります。この事実を、株主の皆様にはぜひ知っていただきたいと思います。

最も多くの株式を保有し、最も多くの損失を被る立場にある大株主は、会社が清算された場合に最も損失を被ることになります。彼らはみなさま同様、長年にわたって会社のために投じてきた資金が回収不能となる会社を清算ではなく、当社の存続を望んでいるから支援を続けているのです。

また、株式譲渡申込書が会社清算の賛成書面になることも、法的根拠がありません。

### ■ 株主有志の活動と今後への意志

現在、サハクラブの中から有志10名が、新たな事業展開を模索する活動を始めました。再上場は現実的には厳しい状況ですが、私たちは会社の存続をかけて取り組んでおります。サハクラブは、議決権数に関わらず当社株式を保有するすべての株主の方々に参加できる任意団体です。今後の事業展開や会社の状況については、サハクラブを通じて随時お知らせして参ります。

## 【株主の皆様へのお願い】

様々な情報が存在する中、当社が公表する資料をご参照いただき、ご判断いただければ幸いです。

当社公式サイト（<https://sakha.co.jp/>）IRおよびサハクラブが、当社の正式な情報発信です。

ご不明な点は、直接当社へご確認ください。お問合せ：ir@sakha.co.jp

株主の皆様の引き続きのご支援とご参加を、心よりお願い申し上げます。

以 上